

令和4年度

# いじめ防止基本方針

柳川市立ニッ河小学校

# 柳川市立二ッ河小学校いじめ防止基本方針

～いじめ しない させない みのがさない～

## いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることであると認識して、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そこで、国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方、福岡県と柳川市のいじめ防止基本方針を受け、本校でも、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

### いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

## I いじめ防止のための取組について

### 1 道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心が十分に育まれてないから発生するものである。そこで、道徳の時間に自分の見方、考え方、感じ方を表出させ、それをもとによりよい生き方について話し合い、自分を見つめる経験の振り返りを促すことを通して、児童の他人を思いやる心を育めるようにする。本校の取組として、以下のことを行う。

- 特別の教科道徳の時間に「A 節度・節制」「B 親切・思いやり」「C 規則の尊重」の内容項目を重点として、学年の発達段階に応じて、計画的に指導することを通して、「思いやり」「いじめの撲滅」についての道徳的実践力を育んでいく。
- 特別の教科道徳の時間に、自分の見方や考え方、感じ方を表出し、討議していく活動や経験の振り返りを促す活動を仕組み、児童の道徳的実践力を育めるようにする。

### 2 人権・同和教育の充実

いじめは、「人として決して許される行為ではない。」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基になる生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に人権意識の高揚を図る必要がある。福岡県教育委員会が制作している「かがやき」や「あおぞら」、「あおぞら2」を活用しながら、誰もがかけがえのない存在であることについて教育活動全体を通して理解させなければならない。本校の取組として以下のことを行う。

- 「かがやき」や「あおぞら」、「あおぞら2」を活用した授業を推進すると共に、7月と12月に日頃の授業と関連させて、児童が主体的に進めていく全校児童による人権集会の取組を行う。
- 人権作文や人権標語の取組によって、いじめに対する人権感覚を磨き、自分の差別性にしっかりと向き合う。

### 3 体験活動や振り返り活動の充実

実際に直接自分の目で見て、耳で聴き、心に感じたことを振り返る自問活動は、自己中心的な言動を押さえていく耐性や相手の立場を尊重しようとする風土を醸成していく。本校の取組として以下のことを行う。

- 日頃の授業や清掃活動、学校行事等を振り返る活動を通して、意志力や思いやり、創造力を育んでいく。
- 生活科や総合的な学習の時間を中心に、学校や校区の良さ、地域の人々の温かさ、身近な人への感謝の気持ちをもちながら学習する機会をもつ。

1年 校区の四季 昔遊び	2年 校区探検	3年 ニッ河校区の良さ
4年 掘割の良さ	5年 校区の産業	6年 身近な人へ感謝の気持ちを

### 4 授業改善

児童一人一人が分かる授業を行う、自分の考えをつくり、友達と交流することを通してよりよい考え方へと高める授業づくりを行うことは、できる、分かる喜びを味わわせて自尊感情を高めさせる上で重要なことであり、安心して学校生活を送ることができる素地となるものである。本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 1単位時間で基礎基本の定着を図る。
  - ・授業内容を精選・焦点化して学習を行う。（教材研究の重視）
  - ・学習の終末では振り返り（書く活動）を位置づけて、それを評価して定着指導をする。
- 教科における書く活動と連動した話合い活動の日常的な推進を図る。
  - ・書かせる内容と方法を吟味したノート指導を徹底する。
  - ・交流の観点を吟味し聴くことに重点を置いた話合い活動の指導を徹底する。
  - ・ペア、グループ、全体といった学習形態を工夫する。
- 指導体制を整備し複数の指導者で多様な形態による指導を工夫する。
  - ・校長、教頭、主幹教諭が授業者及び補助として学級に入り、担任との関わりでTTや少人数指導、個別指導等、多様な指導形態で指導する。

### 5 望ましい集団づくり

子どもたちは、周囲の人と関わりながら、社会性を育んでいく。集団生活の中で、人と触れ合うことの喜びや自分の果たすべき役割や責任を知り、それを実行することを通して、周りの人から認められて、自尊感情を高めることができる。時には考え方の違いから、相手ともめごとを起こしたり、傷つけ合ったりすることもある。そういうもめごとを一つ一つ解決していくことにより、よりよい人間関係の築き方を学んでいくこともできる。本校では以下の取組を行っている。

- 共感的な人間関係を築くために、月1回の縦割り班による遊びの他に異学年交流の場を計画的に仕組んでいく。
- 学級活動において学年の発達段階に応じて、計画的に友達の良さを見つけたり友達から学ぶ学習を行ったりし、日常の生活でも生かせるようにする。

## 6 本年度のいじめの未然防止について

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、組織的、継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。そこで、本校では年間を見通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施していく。

令和4年度 いじめ問題対策年間計画

	全校での取組	いじめ・不登校対策委員会	保護者等との連携
4月	いじめアンケート及び情報の共有化 二ッ河小学校いじめ防止基本方針の説明	指導方針、指導計画の審議 対策・対応の審議 アンケート集約と対応	学級懇談会 P T A総会
5月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	
6月	学級づくり 柳川市教育相談強調月間 柳川市生活アンケート→教育相談 指導方針・指導計画・対策・対応の共通理解 いじめアンケート及び情報の共有化 児童民生委員との交流会に向けた情報交換	アンケート集約と対応 いじめ兆候にある児童の把握	民生児童委員との 話し合い  学校運営協議会
7月	人権学習、人権レポート作成 同和問題啓発強調月間 →人権作文・標語作成 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応 指導方針、指導計画の評価・改善	学級懇談会 家庭訪問 保護者アンケート
8月	生徒指導研修会		
9月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	P T A講演会
10月	柳川市いじめ撲滅月間 柳川市生活アンケート→教育相談 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	保護者アンケート
11月	いじめアンケート及び情報の共有化	いじめ兆候にある児童の把握 アンケート集約と対応	学校運営協議会
12月	人権週間→人権学習・人権集会 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応 指導方針、指導計画の評価・改善	学級懇談会
1月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	学校運営協議会
2月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	学級懇談会
3月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	

※ 5月と10月の教育相談期間は、担任が児童一人一人と面談ができるように配慮をする。

※ 配慮を要する児童についての情報の共有化を毎週水曜日の終礼の時間に位置付ける。

## II 早期発見・いじめ事案への対処の在り方

いじめの早期発見は、児童と関わっている全ての大人が連携して、児童のささやかな変化に気づいて迅速に対処していかなければならない。そのためには、些細な予兆であっても、いじめではないかと疑いをもって的確に関わりをもちいじめに気づく力を向上させていく必要がある。

また、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査やその結果に伴う教育相談の実施、相談ポスト等の周知による、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携してしっかりと児童を見守ることが必要不可欠である。

### 1 教職員のいじめに気づく力を向上させるために

#### (1) 児童の立場に立つ

児童一人ひとりを大切な存在であるとして、人権を尊重した教育活動を行う。そのためには人権感覚を磨くとともに、児童の言葉をしっかりと受け止めて、その立場に立ち児童を守るという姿勢を大切にする。

#### (2) 児童との信頼関係を築く

児童は自分のことを分かってくれる教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。常に児童の話をその立場に立ってじっくり聴き、受容していくという態度で接していくことが大切である。そのために、授業中だけでなく休み時間等においても、児童と接する機会を増やし信頼関係を築いていくようにしなければならない。

### 2 早期発見のための手立て

#### (1) アンケート調査の実施

##### ○ 児童アンケート

いじめアンケートを月に1回実施する。状況に応じて記名、無記名などと配慮をしながら行う。（無記名の場合は配慮を要する児童について、集めるときにアンケート用紙の角を折ったり、付箋をつけたりして特定できるようにする。）

※ 6月（柳川市教育相談強調月間）と10月（いじめ撲滅月間）は、柳川市の生活アンケートを実施する。

##### ○ 保護者アンケート

5月と10月に保護者に対してアンケートを実施する。児童の家庭での生活態度や学用品等の持ち物、友達関係等の家庭からの情報を収集する。

##### ○ 教職員のチェックリスト

「いじめの早期発見のための手引き」を活用して実態把握を行う。「登校から朝の会」「授業中」「休み時間」「給食時間」「昼休み」「帰りの会」の日常観察の記録を残していく。

## (2) 教育相談の実施

### ○ 定期的な教育相談

定期的な教育相談週間を6月と10月の柳川市の生活アンケートを実施後に行う。対象は全児童で、主幹教諭等が補欠に入り、十分に相談時間を確保できるようにする。いじめの有無にかかわらず児童が担任に気軽に相談ができるように、いじめ問題に限定せず、日常生活や友達関係で困っていることや気になることを相談できるように留意する。

### ○ 臨時の教育相談

いじめ問題に関連する事案がはっきりしない場合、当該児童を対象として臨時の教育相談を行う。その際、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員がいれば、その教職員が教育相談をして情報を収集するようにする。また、養護教諭と連携を図り、ケースによっては、中学校のスクールカウンセラーに教育相談を要請して情報を収集できるようにする。

## (3) 日常の観察や指導

担任は学級内の児童の人間関係を注意深く観察して、気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、児童の人間関係の修復に努める。担任だけで適切な指導が行えないと判断した場合は、生徒指導担当者や主幹教諭、教頭、校長に相談して指示を仰ぎ、連携して指導を行う。その際、どのような指導をしたか記録に残し、情報を積み重ねていくようとする。

また、日記指導等によって、児童の生活実態を把握して、いじめの早期発見に努める。

## (4) 相談ポストの設置や相談ダイヤルの周知

担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談ダイヤルについて周知して、児童が相談できる一つの方策とする。相談ポストには、相談事だけでなく相談したい相手を書かせることで、教育相談に繋いでより深く情報を収集できるようにする。

## (5) 情報の共有化及び指導体制づくり

児童の些細な変化や気になる情報に対して、発見した教職員が担任に伝えたり、担任が不在の時は校務ソフトに記録したり、メモを残したりして担任と情報の共有化を図る。このようにして情報を集約して配慮を要する児童に対しては生徒指導担当に担任が報告して、いじめ・不登校対策委員会の中で協議して、情報の共有化を図り、連携指導ができるようにする。

### 3 いじめ事案への対処の在り方

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童や情報を提供した児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対して事情を複数の職員で確認した上で適切に指導する。指導方針を共通理解して組織的に対応することが大切である。本校では次のように対応していく。

#### いじめの発見

- ・児童、保護者からの訴え
- ・各種アンケートからの発見
- ・教育相談からの情報
- ・担任からの報告（日常観察、日記等から）
- ・教職員からの報告（日常観察）
- ・相談ポストからの発見

生徒指導担当への報告

※対応したことを時系列で主幹教諭（教頭）が記録に残す。

校長（教頭）への報告

#### 【一次対応 緊急対応】校内いじめ・不登校対策委員会の招集

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭）

- (1) 協議（いじめの概要及び緊急度の確認）
- (2) 役割分担（事情聴取者、支援、指導担当、保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
- (3) 情報収集・整理
  - ・いじめられた児童 事実関係の把握  
※心のケア 安全確保、全面的な支援を優先
  - ・いじめた児童 事実関係の把握
  - ・周囲の児童 事実関係の把握
- (4) 関係保護者への事実関係の報告、信頼関係の構築
- (5) 関係機関への依頼（教育委員会、三橋中、PTA役員、民生児童員等）

#### 【二次対応 中期対応】校内いじめ対策委員会の招集・対応

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 P T A会長 民生児童委員  
学校評議員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）  
市の支援チーム

- (1) 協議（今後の対応・方針の共通理解 役割分担）
  - (2) 役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
  - (3) 対応
    - いじめられた児童 担任及びS C等のチームによる支援
    - いじめた児童 いじめた事実に応じた毅然とした指導、再発防止
    - 関係者保護者 事実関係及び指導方法の伝達 協働意識の向上
    - 一般保護者 場合によっては事実関係の伝達
- ※関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

### 【三次対応 長期対応】校内いじめ対策委員会の継続対応（3ヶ月以上の対応）

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 P T A会長 民生児童委員  
学校評議員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）

- (1) 協議（今後の対応・方針の共通理解 役割分担）
  - (2) 役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
  - (3) 対応
    - いじめられた児童 対人関係能力の向上
    - いじめた児童 規範意識の向上 対人関係能力の向上
    - 関係者保護者 指導方法の伝達 協働意識の向上
    - 一般保護者 家庭教育力の向上
- ※関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

## 4 重大事態への対応

### （1）重大事態について

本校では下記のような場合を重大事態と捉える。

- いじめにより当該児童への生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより当該児童が年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※ 児童や保護者から重大事態があったと申し立てがあった場合は、直ぐに報告・調査に当たらなければならない。

### （2）重大事態への対応

「重大事態」と校長が判断したら、学校の設置者である柳川市教育委員会へ報告を行う。教育委員会が調査の主体を次の2つのいずれかを判断し対応をしていく。

#### （ア）主体が教育委員会である場合

学校は教育委員会の指示通りに資料の提出や調査に協力する。

##### （イ）主体が学校である場合

- ① 校長が校内いじめ対策委員会を母体として当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え組織を作り招集して調査方針、役割分担を決定
- ② 「いじめられた児童」「いじめた児童」「周囲の児童」「他の学級、学年の児童」「関係者保護者」へ調査を実施する。

※調査した資料は直ぐに分析して、必要に応じて新たな調査を実施する。

- ③ 「いじめられた児童・保護者」に対して情報を適切に提供する。

- ④ 調査結果及び③までの結果について教育委員会に報告する。

- ⑤ 教育委員会と情報を共有して、連携してその指示したがって「重大事態」の対応にあたる。

### III 教育相談体制及び生徒指導体制の構築

#### 1 教育相談体制

本校では、6月と10月に全校児童を対象とした定期的な教育相談と児童の実態に応じて行う臨時の教育相談を行う。児童と担任の教育相談以外に、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員があれば、その教職員が教育相談をして情報を収集する。また、ケースによっては、三橋中学校のスクールカウンセラー等に教育相談を要請して情報を収集及び解決策を見いだす。その際、窓口は養護教諭が担う。さらに、保護者に対する教育相談も実施して保護者的心のケアにも努める。

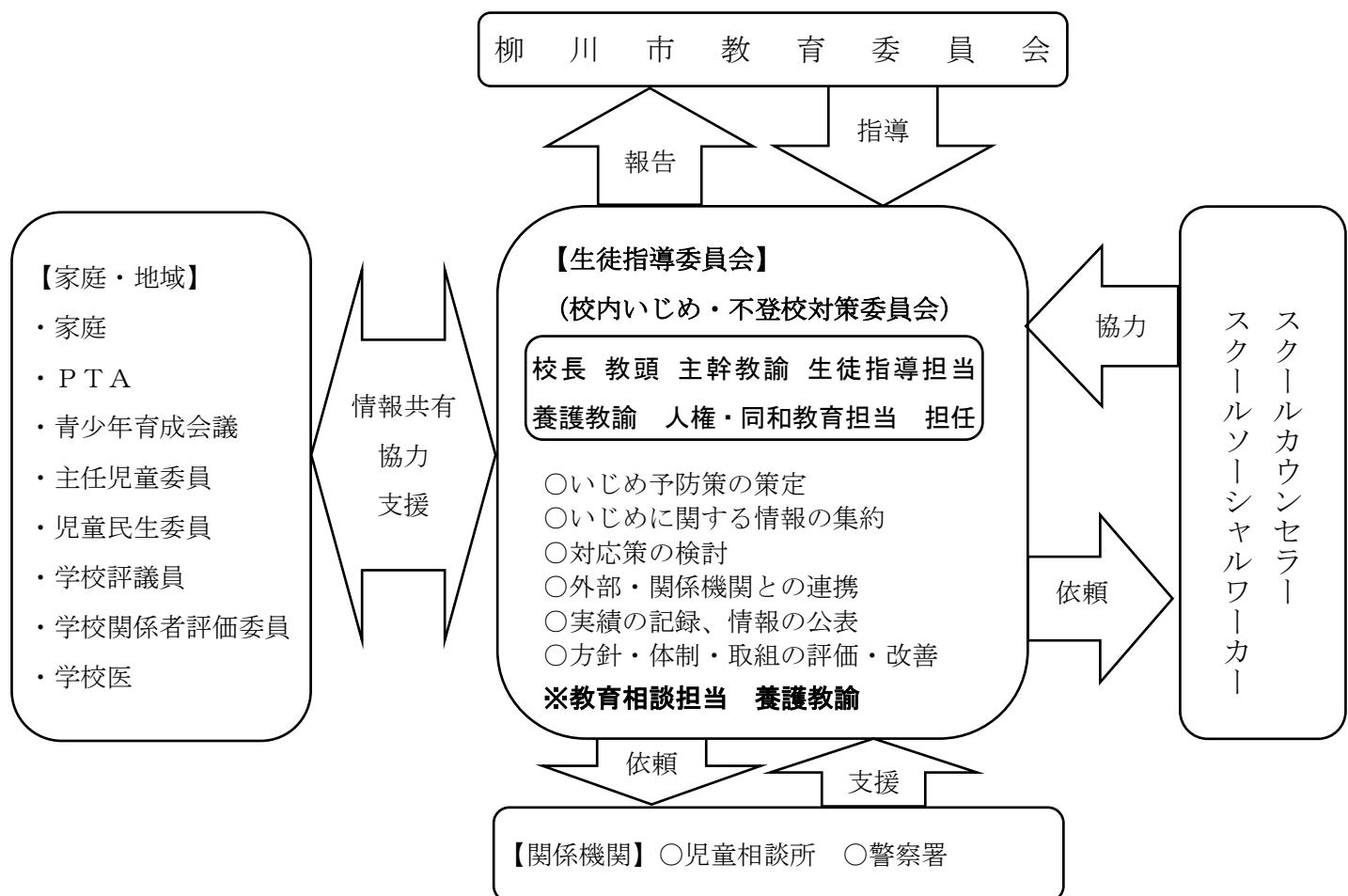
#### 2 生徒指導体制

本校では、校長、教頭、教務部の代表の主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、人権・同和教育担当、担任で生徒指導委員会、(校内いじめ・不登校対策委員会)を組織する。

いじめアンケートの実施は人権・同和教育担当、月の生活のめあて及び児童アンケートの実施は生徒指導担当が担い、主幹教諭が二者に指導・助言をしながら指導を行う。

問題行動が起きた場合は、生徒指導担当を要にして、「情報の収集」「対応策の検討」「対応」「継続指導」の順で当該担任と連携を図りながら指導を行う。

いじめが生じた場合は、校内いじめ・不登校対策委員会が中核になり、下記の図のように適切な専門家を加え組織を作り招集して調査方針、役割分担を決定し、事態の対応に当たる。



## IV 保護者、地域への情報発信と連携体制

いじめの防止は学校と家庭、地域が連携しないと十分にできない。学校での取組を家庭や地域に周知して、家庭での様や地域での見守りを行いながら、いじめを許さない環境づくりを行っていく必要がある。そのために以下の取組を行っていく。

- 学年、学級、学校便り、ホームページ及びPTA総会や学級懇談会を通して、いじめ問題に対する本校の防止の取組や発生時の対策について公表する。
- これまでに行われてきたPTAや地域組織（民生児童員会等）の登下校の見守りや挨拶運動を継続して、子どもたちと地域の方と関わりを強くする。

## V 校内研修の充実

教職員のいじめ問題に対する指導・対処の向上を図るために、以下の研修を行っていじめの未然防止に努める。

- 県や柳川市いじめ防止基本方針を全職員に配布して、いじめに対する認識やいじめ対応の基本的な考え方や未然防止、早期発見、早期対応について研修を実施する。  
※ 全職員参加型の研修会や外部から講師を招聘して、本校のいじめ防止基本方針や校内指導体制等について、指導助言していただく。
- 人権・同和教育の授業研修会を実施し、授業改善を図る。
- 全職員の人権感覚を磨く研修を実施して、児童一人ひとりを大切にしていく意識を向上させる。